

中国四国防衛局達第 3 2 号
改正 平成 2 0 年 8 月 2 8 日 中国四国防衛局達第 1 1 号
改正 平成 2 1 年 7 月 1 0 日 中国四国防衛局達第 1 0 号
改正 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 中国四国防衛局達第 3 号
改正 令和 4 年 1 2 月 1 3 日 中国四国防衛局達第 6 号

中国四国防衛局公正入札調査委員会の設置について、次のとおり定める。

平成 1 9 年 9 月 1 日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

中国四国防衛局公正入札調査委員会設置要領

(設置)

第 1 条 中国四国防衛局が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）及び建設コンサルタント業務等（建設工事に付随する測量等の調査、設計及び監理その他の業務並びに土地の買収及び国有財産の管理に付随する測量等の調査をいう。）並びに物品等（物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払いをいう。）をいう。）に関し、入札及び契約の公正を期し、談合の疑いに関する情報があった場合又は入札手続の過程において談合の疑いが生じた場合に、よりの確な対応を行うため、中国四国防衛局に中国四国防衛局公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 調査委員会は、建設工事等に関し、入札談合の疑いに関する情報があった場合又は入札手続の過程において談合の疑いが生じた場合に次の事務をつかさどる。

- (1) 建設工事等に係る入札談合に関する情報の内容の把握及び信憑性の調査に関すること。
- (2) 入札参加者が提出した工事費内訳明細書の点検により談合の疑いが生じた場合の内容の把握及び信憑性の調査に関すること。
- (3) 再度入札における順位不動の状況により談合の疑いが生じた場合の内容の把握及び信憑性の調査に関すること。
- (4) 「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（防整施第 1 5 5 7 2 号。2 7. 1 0. 1）の別紙「工事等に係る談合情報等対応マニュアル」第 2 章及び第 3 章並びに「物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（装管調第 1 1 6 号。2 7. 1 0. 1）の別紙「談合情報等対応マニュアル」第 2 章及び第 3 章に基づく手続によることが適切か否かに関する審議及び適切と判断した場合におけるその手続の適正な実施に関すること。
- (5) 入札の執行、延期又は取りやめ、契約締結等の可否についての審議に関すること。
- (6) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。

(構成等)

第3条 調査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、支出負担行為担当官をもって充てる。

3 委員は、総務部長、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長及び調達計画課長をもって充てる。

4 前項に定める者のほか、委員長は、調査委員会の事務を処理するため、調査対象案件に応じて随時、積算担当課長を委員に指名することができるものとする。

(会議)

第4条 調査委員会は、必要に応じて随時委員長が会議を招集するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、回議をもって会議に代えることができるものとする。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 調査委員会の庶務は、契約課で処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附則（平成20年8月28日中国四国防衛局達第11号）

この達は、平成20年8月28日から施行する。

附則（平成21年7月10日中国四国防衛局達第10号）

この達は、平成21年7月10日から施行する。

附則（平成27年3月31日中国四国防衛局達第3号）

この達は、平成27年3月31日から施行する。

附則（令和4年12月13日中国四国防衛局達第6号）

この達は、令和4年12月13日から施行する。